

奈良県広域水道企業団情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月21日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団条例第36号

奈良県広域水道企業団情報公開条例の一部を改正する条例

奈良県広域水道企業団情報公開条例（令和6年11月条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び監査委員」を「、監査委員及び公平委員会」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。